

Ⅱ 大 気 測 定 結 果

1 概 要

大気汚染物質には、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどがあります。これらは、工場・事業場等の活動に伴い排出されるばい煙や自動車排ガスなどが主な原因とみられ、大気中の濃度が高くなると人の健康や生活環境に被害をもたらす場合があります。

人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、大気汚染に係る環境基準が、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質の6物質について全国一律に定められています。これらの環境基準が定められている大気汚染物質について、県及び長野市が大気汚染防止法に基づく常時監視を実施しています。

平成25年度は、一般環境大気（通常人が居住する地域）16測定局、道路周辺大気（自動車からの排ガスの影響が大きいと考えられる地点）7測定局において測定しました。その結果、一般環境大気では、二酸化硫黄（8局）、二酸化窒素（15局）、浮遊粒子状物質（10局）及び微小粒子状物質（6局）を測定する全ての測定局で環境基準を達成しました。一方、光化学オキシダントは、全ての測定局（16局）で環境基準未達成となりましたが、光化学オキシダント注意報を発令する状況はありませんでした。

道路周辺大気では、二酸化窒素（7局）、浮遊粒子状物質（7局）、一酸化炭素（2局）及び微小粒子状物質（6局）を測定する全ての測定局で環境基準を達成しました。

大気汚染物質の過去5年間の推移を年平均値で見ると、一般環境大気では、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質はいずれもおおむね横ばい傾向を示しています。

また、道路周辺大気では、二酸化窒素はゆるやかな減少傾向、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び微小粒子状物質はおおむね横ばい傾向を示しています。

湖沼の酸性化や森林への影響が懸念される酸性雨については、平成25年度は5地点で測定しており、全県平均値はpH5.1、pH4.6～6.3の範囲であり、おおむね横ばい傾向を示しています。